

奈良県立万葉文化館庭園管理業務委託契約書

奈良県立万葉文化館を甲とし、
を乙として、奈良県立万葉文化館敷地内の
万葉庭園（駐車場、中庭及び東側の緑地部分及び周辺圃場を含む。）の管理業務（以下「庭園管理業務」という。）について、甲と乙は次のように委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、庭園管理業務を「奈良県立万葉文化館庭園管理業務共通仕様書」、「奈良県立万葉文化館庭園管理業務特記仕様書」に基づき、甲の指示に従い業務を遂行する。

（委託期間）

第2条 この業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（業務実施計画書の提出）

第3条 乙は、本契約締結後速やかに、業務実施計画書（年間管理計画）を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

（委託料）

第4条 本契約にかかる委託料は、金 円（消費税及び特別地方消費税の額を含む）とする。

2 委託料の支払は、甲は乙の請求に基づき、下記のとおり支払うものとする。

月額 円

3 乙は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（作業員及び業務責任者）

第6条 乙は、本契約の庭園管理業務を円滑に実施するため、所要の業務実施作業員を奈良県立万葉文化館内に配置するものとする。

2 乙は、業務を監督するための業務責任者を1名選任のうえ、甲に届け出て承認を受けるものとする。

（庭園管理業務実施の確認）

第7条 乙は、除草作業等の実施終了後、甲の検査を受けたいうえで、作業日報を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（臨機の作業）

第8条 甲は、庭園管理業務の実施にあたり、甲の必要と認める臨機の作業を乙に求めることができる。この場合、乙は実施した作業内容を、速やかに、甲に報告し、承認を受けなければならない。

（その他の経費の負担）

第9条 乙が、本契約による庭園管理業務の実施にあたり使用する電気及び水道の使用料は、甲の負担とする。

2 乙が、業務を実施するに当たり必要とする機材器具及び消耗品等の経費については、すべて乙の負担とする。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、本庭園管理業務遂行中に、委託物件及び人身等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由のない場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第11条 乙は、本契約の履行に当たり知りえた秘密等を、契約期間経過後も、一切他に漏らしてはならない。

(損傷、破損等の発見)

第12条 乙は、業務実施中に、万葉庭園内等の樹木や工作物等に損傷、破損等の異常を発見したときは、速やかに、甲に連絡するものとする。

(作業員の交代)

第13条 甲は、庭園業務の実施にあたり乙の作業員が不適切であると認めたときは、書面をもって乙に通知し、当該作業員を交代させることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第15条 受注者は、受託業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承認を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。
- 3 受託者は、前項の承認を得ようとする場合は、当該再委託先の住所、名称又は商号、再委託する業務の内容、再委託を行う理由及び再委託の相手方を選定した理由等を記載した書面による再委託申請を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、再委託先の履行について委託者に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な事由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙又はその従業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- (4) 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、契約当事者が契約の相手方に対

して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第18条 第16条の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約の履行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものである。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について疑義の生じた場合は、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 奈良県高市郡明日香村大字飛鳥10番地
奈良県立万葉文化館
館長 及川 あずさ

乙